

あんなか企業ガイド掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、インターネット上の安中市ホームページにあんなか企業ガイド（以下「ガイド」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 ガイドの設置、管理及び運営を行う者をいう。
- (2) 事業者 商工業を営む事業者をいう。
- (3) 登録事業者 ガイドに基礎データを登録して製品、技術等の情報を提供する事業者をいう。
- (4) 利用者 安中市ホームページ上のガイドを閲覧する者をいう。

(管理者)

第3条 管理者は、市長とする。

(掲載基準)

第4条 ガイドに情報を掲載することができる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に事務所又は事業所が所在すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける営業を行っていないこと。
- (4) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等（第8条第2項において「暴力団員等」という。）でないこと。

2 ガイドに掲載することができる情報は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の商工業の振興及び就労支援に関わる情報であること。
- (2) 公序良俗に反し、並びに公共性及び品位を損なうおそれのない情報であること。

(3) 政治活動、宗教活動、意見の広告及び個人の宣伝に係る情報でないこと。

(4) その他公益上特に支障があると管理者が認める情報でないこと。

(情報発信サービス)

第5条 ガイドは、登録事業者の製品、技術等及び就業に関連する情報を広く発信する。

(登録)

第6条 ガイドに情報を掲載することを希望する事業者は、あらかじめあんなか企業ガイド登録申請書(様式第1号)により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請が第4条の掲載基準を満たしていると認める場合は、当該申請を行った事業者を登録事業者として認定し、当該申請に係る情報をガイドに掲載する。

(変更等)

第7条 登録事業者は、ガイドに掲載した事業の内容に変更が生じ、又は当該事業を休止し、若しくは廃止した場合は、速やかにあんなか企業ガイド変更届出書(様式第2号)により管理者に届け出なければならない。

(掲載の取消し等)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ガイドに掲載された情報を修正し、又は削除することができる。

(1) ガイドに掲載された情報が虚偽であることが判明した場合

(2) 暴力団員等であることが判明した場合

(3) ガイドに掲載されている事業の休止又は廃止が明らかな場合

(費用)

第9条 ガイドへの登録及び利用に係る費用は、無料とする。ただし、ガイドの閲覧に必要な機器及び通信に係る費用は、全て登録事業者及び利用者の負担とする。

(著作権等)

第10条 ガイドの著作権は、本市に帰属する。

2 ガイドにリンクを設定する場合は、あらかじめ管理者へ連絡を行うものとする。

3 ガイドに掲載された画像等の転載は、禁止する。

(責任の所在)

第11条 登録事業者及び利用者(以下「利用者等」という。)は、自己の判断と責任

においてガイドを利用するものとする。

- 2 管理者は、ガイドに掲載した情報の正確性、有用性等に対して一切の責任を負わない。
- 3 利用者等は、ガイドの利用により損害を被った場合又は他者に損害を与えた場合は、自らの責任と費用をもって誠実に解決するものとする。
- 4 管理者は、利用者等の故意又は重大な過失により損害が生じた場合は、利用者等に当該損害に係る賠償を求めることができる。
- 5 管理者は、ガイドに掲載する本市以外の第三者のウェブサイトの内容を利用したことにより生じた損害について賠償する責任を負わない。

(ガイドの停止)

第12条 管理者は、サーバーのメンテナンス、天災その他の不慮のトラブルの発生等により、利用者等の承諾を得ることなく、ガイドの全部又は一部を停止することができる。

- 2 管理者は、前項の規定によるガイドの停止により生じた利用者等の損害を賠償する責任を負わない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、ガイドの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

安中市長 様

住所

事業者名称

代表者名

㊟

電話番号

あんなか企業ガイド登録申請書

あんなか企業ガイドに掲載する情報を登録したいので、あんなか企業ガイド掲載取扱要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

この場合において、あんなか企業ガイドに情報を掲載する目的の範囲内において、職員が税務担当課に情報を照会することに同意します。

1 掲載内容

2 添付書類（電子データを含む。）

3 問合せ先担当者

- (1) 氏名
- (2) 所属
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

安中市長 様

住所

事業者名称

代表者名

㊟

電話番号

あんなか企業ガイド変更届出書

あんなか企業ガイドに掲載した事業の内容に変更がありましたので、安中市あんなか企業ガイド掲載取扱要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 区分（該当する箇所に丸印を付ける。）
 - (1) 事業の内容の変更
 - (2) 事業の休止
 - (3) 事業の廃止
 - (4) その他（ ）

- 2 変更の内容（事業の内容を変更した場合に限る。）

- 3 添付書類（電子データを含む。）

- 4 問合せ先担当者
 - (1) 氏名
 - (2) 所属
 - (3) 電話番号
 - (4) メールアドレス